

第6章 推進体制

1 計画の推進体制

(1) 関係機関との連携

こども・子育て支援に関する施策は、庁内の関係部局において横断的に実施されているため、円滑な事務の実施を含め関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、各施設の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で各施設の指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

庁内においては、「こどもまんなか社会推進本部」体制のもと、職員を対象とした研修等を通して「こどもまんなか」理念を共有し、職員一人ひとりが、「こどもまんなか社会」の一員として、こども・若者を権利の主体として尊重し、当事者であるこども・若者・子育て家庭の意見を聞きながら、こども施策を推進します。

また、市町域を超えた施設・サービス利用についても円滑に実施できるよう、近接する市町と連携を図ります。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設等の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めます。

(2) 計画の達成状況の点検・評価

毎年度、「周南市こども育成支援対策審議会」において、本計画に基づく各種施策の点検、評価を実施し、その結果をホームページ等で公表いたします。

点検、評価に関しては、エビデンスに基づき多面的に施策を立案し評価・改善していく「E-BPM」(Evidence Based Policy Making)の考えも踏まえつつ、個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても実施します。

また、第5章の事業計画における指標と現状値に著しい開きが生じた場合などには、計画期間の中間年である令和9(2027)年度を目安として、計画の見直しを行います。

【個別事業の進捗状況(アウトプット)対象指標】

- ◆各基本目標で設定した指標
- ◆教育・保育施設の提供量、地域子ども・子育て支援事業の提供量(確保方策)

【計画全体の成果(アウトカム)対象指標】

- ◆本市の子育て環境に対する評価

今回の計画策定にあたり実施したニーズ調査結果との比較を行います。